

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2024年10月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2024年9月中旬～2024年10月中旬）

- ネットワークデータ安全管理条例
- 最高人民法院による〈中華人民共和國民法典〉の不法行為編の適用に関する解釈（一）

II. 今月の中国関連ブログ記事

- センシティブ個人情報識別ガイドラインとネットワークデータ安全管理条例の公表

III. 中国法務の現場より

- 標準契約条項の届出実務を振り返って

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2024年9月中旬～2024年10月中旬）

◆ ネットワークデータ安全管理条例¹

中国国務院 2024年9月30日公布 2025年1月1日施行

1. はじめに

2024年9月30日、中国国務院は「ネットワークデータ安全管理条例」（以下「**本条例**」という。）を正式に公布し、2025年1月1日より施行されることとなっている。本条例は全9章64条で構成され、ネットワークデータの取り扱いを核心とし、サイバーセキュリティの一般的規定、個人情報保護、重要データセキュリティ、ネットワークデータ越境移転安全管理、オンラインプラットフォームサービス提供者の義務、主管部門の責任分担など様々な規定を含んでいる。

デジタル経済の健全な発展のため、2016年以降、中国は「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」のいわゆるデータ三法を相次いで制定し、それぞれに関して部門規章や国家基準を中心とした関連法令がこれまでも制定されてきたが、本条例は法律の次位にある行政法規レベルで、データ三法及びそれ以下の部門規章等の内容を踏まえたとえでの基本的な法的枠組みを形成している。

2. 要点とコメント

本条例における個人情報に関する内容について、弊所ブログにおいて別途解説しているの²、本稿では主としてサイバーセキュリティを中心としたネットワークデータ取扱者の一般的義務及び重要データに関する規定を中心に紹介する。

(1) 一般的義務

ア ネットワークデータセキュリティ保護義務³

ネットワークデータ取扱者は、ネットワークセキュリティ等級保護を基礎として、暗号化やバックアップ、アクセスコントロール等の方法によってセキュリティ措置を講じるべきこと。サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法上の定めを再確認したものと⁴いえる。

イ ネットワーク製品、サービスのリスク報告義務⁵

ネットワークデータ取扱者は国家基準に適合するネットワーク製品・サービスを導入することが求められており、これ自体はサイバーセキュリティ法、データセキュリティ法から大きな変更はないが、ネットワーク製品・サービスに安全上の欠陥や脆弱性が存在し、国家安全や公共の利益を害する可能性がある場合、ネットワークデータ取扱者は24時間以内に関係当局へ報告すべき義務が本条例において初めて明確にされた。

ウ セキュリティインシデント緊急対応義務⁶

ネットワークデータ取扱者は、ネットワークデータセキュリティ事故に対処するための緊急対応計画を整備し、事故発生時には速やかに対応計画を発動し、業務主管部門に報告することが求め

¹ 「网络数据安全管理条例」

² <https://www.tmi.gr.jp/eyes/blog/2024/16303.html>

³ 本条例第9条

⁴ サイバーセキュリティ法第21条、データセキュリティ法第27条第1項

⁵ 本条例第10条

⁶ 本条例第11条

られているほか、関係する権利を侵害された当事者に通知し、犯罪が疑われる活動については適切に通報することも必要とされている。

エ ネットワークデータの移転⁷

個人情報と重要データの第三者提供、委託処理に関し、契約の締結義務、受領者の監督義務、3年間の処理記録義務などが定められている。個人情報保護法では、個人情報の第三者提供について、契約締結義務や受領者監督義務は定められていないことから、この義務は個人情報の第三者提供に関する補足的な内容といえる。

オ 国家安全審査義務⁸

ネットワークデータ取扱者がネットワークデータを取り扱い、これが国家安全に影響を及ぼす、またはその可能性がある場合、国家の関係規定に従い国家安全審査を行うべき旨が定められている。

本条例の意見募集版では、ネットワークデータ取扱者が香港上場を行う際に国家安全に影響を及ぼす、またはその可能性がある場合には国家安全審査を受ける義務を定めていたが、本条例では最終的に当該内容は削除された。そのため、香港上場を目指す企業等における懸念が緩和されたといえる。もっとも、香港上場を目指す企業のデータ取扱活動が国家安全に影響を及ぼす可能性がある場合には、引き続き国家安全審査の対象となる可能性は否定できない。

(2) 重要データに関する定め

ア 重要データの識別⁹

本条例ではデータセキュリティ法に定められるように、重要データについては関連する当局が重要データのリストを制定することが再確認されている。データ越境移転の促進と規制に関する規定の要件に従い、ネットワークデータ処理者が重要データを識別し、申告する義務を確立している。

イ 重要データのセキュリティ保護責任¹⁰

本条例において、重要データの取扱者においてはネットワークデータセキュリティ責任者及びセキュリティ管理機関を明確にするべきことが要求されている。これ自体はデータセキュリティ法においても要求されているものであるが¹¹、本条例では、当該責任者に関する要件とその権限を新たに明確にしている。なお、この義務は、重要データ自体は取り扱っていないものの、1000万人以上の個人情報を取り扱うネットワークデータ取扱者においても適用される¹²。

責任者となるための要件

- ネットワークデータ安全に関する専門知識と管理経験を持つこと
- ネットワークデータ取扱者における管理層であること

責任者の権限

- ネットワークデータ安全管理制度、オペレーション規程、ネットワークデータセキュリティインシデント対応計画を制定・実施すること

⁷ 本条例第12条

⁸ 本条例第13条

⁹ 本条例第29条

¹⁰ 本条例第30条

¹¹ データセキュリティ法第27条

¹² 本条例第28条

- ネットワークデータセキュリティリスクモニタリング、リスク評価、対応演習、教育研修を定期的実施し、リスクやインシデントに迅速に対処すること
- ネットワークデータセキュリティに関する苦情や報告を受け付け、処理すること

ウ リスク評価実施の義務¹³

重要データ取扱者が法定の職責、義務の履行に基づく場合を除き、重要データの第三者提供、取り扱いの委託、共同での取り扱いをする前にリスク評価を実施することが義務付けられたほか、毎年度、自らのネットワークデータ取扱活動（重要データの取り扱いに限られず、それ以外のネットワークデータ全般に係る取り扱い活動）についてリスク評価を実施し、主管部門に報告することが義務付けられている。

データセキュリティ法において、定期的なリスク評価の実施及び主管部門への報告をすることについて、その概要のみが定められていたが¹⁴、本条例によって、具体的な内容が示されたことになる。

重要データの第三者提供、取り扱いの委託、共同での取り扱いに先立つ事前のリスク評価

上記の事前のリスク評価においては、以下の各項目を含める必要がある。

- 提供、委託処理、共同処理されるネットワークデータおよびネットワークデータの受領者によるデータの処理目的、方法、範囲が合法的で正当かつ必要であるか
- 提供、委託処理、共同処理されるネットワークデータが改ざん、破損、漏洩、不正取得または不正利用されるリスク、およびそれが国家安全、公共の利益、あるいは個人や組織の正当な権益に与えるリスク
- ネットワークデータ受領者の誠実性および法令遵守状況
- ネットワークデータ受領者と締結または締結予定の契約において、ネットワークデータの安全に関する要件が受領者にデータ安全保護義務を効果的に遵守させることができるか
- ネットワークデータが改ざん、破損、漏洩、不正取得または不正利用されるリスクを効果的に防止できる技術および管理措置を実施または予定しているか
- 関係主管部門が定めるその他の評価内容

定期的なリスク評価及び報告

定期的実施、報告が必要なリスク評価においては、以下の各項目を含める必要がある。

- ネットワークデータ取扱者の基本情報、ネットワークデータセキュリティ管理機関の情報、ネットワークデータセキュリティ責任者の氏名と連絡先など
- 重要データを取り扱う目的、種類、数量、方法、範囲、保存期間、保存場所などの情報、およびネットワークデータ取り扱い活動の状況（但し、ネットワークデータの内容そのものは含まない）
- ネットワークデータセキュリティ管理制度およびその実施状況、暗号化、バックアップ、タグ付け、アクセス制御、安全認証などの技術的対策やその他必要な対策の有効性
- 発見されたネットワークデータの安全リスク、発生したネットワークデータの安全インシデントおよびその対応状況
- 重要データの提供、委託処理、共同処理におけるリスク評価の状況
- ネットワークデータの越境状況

¹³ 本条例第31条、第33条

¹⁴ データセキュリティ法第30条

- 関係主管部門が定めるその他の報告内容

◆ 最高人民法院による〈中華人民共和國民法典〉の不法行為編の適用に関する解釈（一）¹⁵

最高人民法院 2024年9月25日公布 2024年9月27日施行

1. はじめに

2021年1月1日に中華人民共和國民法典（以下「民法典」という。）が施行され、その中で不法行為編が独立した編として設けられ、人民権利保護の強化と調和のとれた社会の構築の立法理念を反映している。

2023年3月29日、「中華人民共和國民法典」不法行為編の解釈（一）（以下「本司法解釈」という。）の意見募集稿が公表された後、約1年半の期間を経て、2024年9月25日に正式版が公布された。本司法解釈は全26条で構成されており、近年社会問題化している、校内でのいじめ、高所からの物投げといった権利侵害行為に対応し、民法典を適切に適用するための内容が定められている。

2. 要点とコメント

（1）被監護者を違法に監護から離脱させる場合の権利侵害責任

ア 権利侵害の賠償範囲

監護は義務であると同時に権利でもあり、被監護者を違法に監護から離脱させる行為は、犯罪に該当するだけでなく、民法上の権利侵害にも該当する。

本司法解釈では、損害賠償範囲は「原状回復」と「不当利得の禁止」の法理規則に基づいて、監護者が監護状態の回復にかかる合理的費用などの財産損失の賠償は支持されるべきことが明確にされている¹⁶。

なお、裁判官の裁量に係る柔軟性を高めると同時に賠償範囲の不当な拡大を防ぐために、本司法解釈は前記「財産損失」を「合理的費用」に限定することにより、損害賠償の合理性と公平性を担保している。

イ 精神的損害賠償に関する認定基準

民法典第1183条では他人の人身権益を侵害し、他人に重大な精神的損害を生じさせた場合には、被権利侵害者は、精神的損害賠償を請求することができると定められている。

2020年に公布された「民事不法行為による精神的損害賠償責任の確定に関する若干問題の解釈」（以下「精神的損害賠償司法解釈」という。）¹⁷によると、非監護者が違法に監護から離脱されたことによって、親子関係または近親者間の親族関係が重大な損害を受けた場合、監護者が精神的損害の賠償を求めて人民法院に訴えることができると定められている¹⁸。

この点、重大な精神的損害の発生の有無は、審判実務において監護から離脱させる時間の長さや近親者がそれによりに精神疾患が生じたかどうかなどの要素を総合的に考慮して認定されるが、本司法解釈においては、親子関係、親族関係に重大な損害が生じた場合には、重大な精神的損害

¹⁵ 「关于适用《中华人民共和国民法典》侵权责任编的解释(一)」

¹⁶ 本解釈第1条

¹⁷ 「关于确定民事侵权精神损害赔偿责任若干问题的解释」

¹⁸ 精神的損害賠償司法解釈第2条

が生じたものと認定すべきものとして、相互の要件の関係を明確にした¹⁹。

ウ 被監護者の人身損害と監護関係について被った損害の請求

監護対象者が監護のもとを離れて死亡した特別な状況において、近親者である監護人が、死亡した監護対象者の人身損害に対する賠償を請求できるだけでなく、監護関係の侵害により生じた損失についても請求できることが明記された²⁰。例えば搜索費用や葬儀費用なども請求できるようにすることで、監護人がより充実した補償を受けられるようになると考えられる。

(2) 制限民事行為能力者が第三者の権利を侵害した場合の監護者責任

ア 財産を有する未成年者

民法典上、財産を有する無民事行為能力者、制限民事行為能力者が他人に損害をもたらした場合は、本人の財産から賠償金を支払い、不足がある場合はその監護者が賠償する旨の定めが置かれている²¹。

実務上、上記民法典の定めについて、監護人の責任が補充責任なのか、全額賠償責任なのかという解釈に混乱が生じていたところ、本解釈では、完全行為能力者が不法行為を行った場合、監護人が加害者に代わって全額の賠償責任を負うとして、監護者が責任を負うことを明示した²²。

また、非近親者が監護者を務め、被監護者自身が財産を持っている特殊な状況においては、こうした全額責任の適用が非近親者に監護人を引き受けることを躊躇させる可能性がある。このような問題を解決するため、本解釈では、人民法院が判決において、賠償金はまず被監護者の財産から支払われ、不足分を監護者が負担する旨明記すべきものとし、非近親者の監護者が被監護者の不法行為時に被監護者の財産を処分できる権利を付与し、非近親者が監護者を引き受けやすくするよう配慮している。

イ 提訴された時点で18歳以上の権利侵害者

権利侵害者が侵害行為を実施した時点で18歳未満であった場合、訴えが提起された時点で18歳以上であっても、被侵害者は元監護者に対し監護者としての責任の負担を求めることができる²³。

なお、民法典上、自身の労働収入を主要な生活費としている16歳以上18歳未満の未成年者については、完全な民事行為能力者とみなすことができると定められている²⁴。

この点、本司法解釈の意見募集の段階においては、上記のような未成年は、権利侵害責任の主体たり得るとの意見も出されていたが、本司法解釈では最終的には、自身の労働収入を主要な生活費とする未成年者による不法行為についても、特段区別することなく、監護者が賠償責任を負うこととされている。

ウ 夫婦離婚後の監護者責任分担

民法典上、一般的には、父母が未成年子の監護者であり、未成年子が他人に損害を与えた場合、父母は法に従って民事責任を負うべきとされている。しかし、父母が離婚した場合、離婚した配

¹⁹ 本解釈第2条

²⁰ 本解釈第3条

²¹ 民法典第1188条第2項

²² 本解釈第5条第1項

²³ 本解釈第6条

²⁴ 民法典第18条第2項

偶者の一方が「未成年子と同居していない」として責任を負わない、あるいは責任を軽減するよう主張することがある。このような問題を解決するため、本解釈では、父母が共同で責任を負うべきであり、一方が未成年子と同居していないことを理由に責任を負わない、または軽減するよう主張した場合、人民法院はこれを支持しないと明確にしている²⁵。

もっとも、離婚後、一般的に財産分割や子の養育について取り決めが行われることも考慮し、配偶者同士が責任割合を協議により確定することを認め、協議が成立しない場合、人民法院は、両者が監護義務をどのように取り決め、実際に履行しているかに基づいて当該責任割合を決定するものとされた²⁶。

(3) 従業員が犯罪を起こした場合の使用者責任について

民法典上、従業員が職務を遂行する際に第三者に損害を与えた場合、使用者は相応の権利侵害責任を負うこととされている²⁷。

従業員が犯罪を実施し、犯罪行為により生じた財産損失が大きい場合、被害者が刑事的な追及や返還だけによって十分な賠償を得るのは困難であることが通常である。このような特定の使用者の従業員の犯罪行為による損失を補填するため、被害者は使用者を被告として民法典第1191条の規定に基づき賠償責任を請求することが認められている。

本司法解釈は、これについてより明確にし、従業員の刑事責任の負担は使用者の民事責任の成立に影響しないと規定した²⁸。もっとも、刑事事件で既に完了した追及や返還は、民事判決書に明示して減額することができ、または執行手続きにおいて減額することも可能である。

(4) 製造物責任の賠償範囲は欠陥製品自身を含む

民法典では、製品の欠陥によって他人に損害が生じた場合、製造者が不法行為責任を負うと規定されている²⁹。

一般的には、「他人の損害」には人身損害だけでなく、財産損害も含まれると解されているが、製品責任における財産損害の範囲に製品の自己損害が含まれるかについては、立法過程や司法実務において一定の議論があった。

例えば、製品品質法第41条では、「製品の欠陥により人身や欠陥製品以外の他の財産に損害が生じた場合、製造者が賠償責任を負う」と規定しており、製造者の製品自己損害への賠償責任を除外しているが、本解釈では、製品の自己損害も賠償範囲に含まれることが明確にされた³⁰。

(5) 高所からの物投下や落下物による被害に関する責任主体の責任

ア 権利侵害者と建物管理者の間の責任分配

民法典では、不動産管理サービス会社などの建物管理者等は、高所からの物投下や落下物による被害の発生を防止するために必要な安全保障措置を講じなければならない旨定められている

³¹。

²⁵ 本解釈第8条第1項

²⁶ 本解釈第8条第2項

²⁷ 民法典第1191条

²⁸ 本解釈第17条

²⁹ 民法典第1202条

³⁰ 本解釈第19条

³¹ 民法典第1254条第2項

必要な安全保障措置を講じなかった場合、安全保障義務を履行しなかったことによる責任を負う必要がある。ただし、この条文は、具体的な権利侵害者と、安全保障義務に違反した建物管理者などが共同被告となる場合の民事責任の分配については明示していない。

民法典第1198条では、公共の場所の管理者が安全保障義務を果たさなかった場合、権利侵害責任を負うとしつつ、その損失が第三者によって引き起こされた場合、第三者が賠償責任を負い、管理者は補充的責任のみを負うことを定めている。

すなわち、権利侵害者が特定できる場合、建物管理者としては補充的責任のみを負うことが合理的といえ、本司法解釈は、この点についてさらに具体化し、建物管理者は権利侵害者に対する強制執行がされてもなお履行が不可能な部分について、過失に相応する補充的責任を負うという立て付けを明確にした³²。

イ 具体的な権利侵害者が特定できない場合の賠償責任

他方、公安などの機関による調査の結果、民事事件の第一審において審理終了までに具体的な加害者を特定できない場合もある。そのような場合には、必要な安全保障措置を取らなかった建物の管理者が、その過失に応じた責任を負い、その他の損害部分については、加害の可能性がある建物使用者が適切な補償を行うこと³³、そしてその後に具体的な加害者が特定された場合、既に責任を負った建物管理者や加害の可能性がある建物使用者は、特定された加害者に対して求償権を行使することができる³⁴と定められている。

執筆担当：章 必然

³² 本解釈第24条

³³ 本解釈第25条第1項

³⁴ 本解釈第25条第2項

II. 今月の中国関連ブログ記事

2024年10月にTMI総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

センシティブ個人情報識別ガイドラインとネットワークデータ安全管理条例の公表

掲載日	2024年10月28日
概要	2024年9月に全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会より公表された「センシティブ個人情報識別ガイドライン」および同月に中国政府が公布した「ネットワークデータ安全管理条例」について解説しています。

III. 中国法務の現場より

◆ 標準契約条項の届出実務を振り返って

2023年8月号「中国法務の現場より」にて執筆を担当した際には、個人情報保護影響評価についてのコラムを書いた。当時は、2023年2月に公表された「個人情報越境移転標準契約弁法」と同年5月に公表された「個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン」において標準契約（以下「SCC」という。）と個人情報保護影響評価（以下「DPIA」という。）を当局に対して届出ることが義務付けられた後のことであり、届出の猶予期限である同年11月1日に向けて、多くの日系企業がSCCやDPIAの準備の最中という状況であった。それから1年以上が経過した今月の「中国法務の現場より」では、その後の法的環境の変化と日系企業の対応状況について振り返り、今後の動向に対する見込みも述べたい。

(1) 届出義務緩和の意見募集稿

昨年8月時点においては、個人情報の越境移転を一件でも行っている事業者であれば、理屈上はSCCの締結やDPIAの実施、これらを当局に届出ることが義務付けられる状況であった。そのため、特に中国でBtoB事業を行う日系企業においては、越境移転の対象となるのが中国拠点の役職者の情報と取引先の担当者情報（名刺情報）程度しかないという場合も多く、わずかな個人情報の越境移転に対してもSCCやDPIAを当局に届出る義務が課されていることから、過度な負担と感じられる状況が生じていた。

そのような中で、国家インターネット情報部門から、2023年9月28日付で「データの越境流動規範と促進規定」が、意見募集稿（以下「本意見募集稿」という。）として公表された。本意見募集稿は、SCCの締結義務の対象を大幅に緩和する内容であったが、あくまでも意見募集稿であって正式版でないことから、11月1日の届出期限を遵守するためにSCCとDPIAの準備を進めるべきか、それとも本意見募集稿が正式に発行されることを期待して準備を中断してもよいのか、対応方針に迷う日系企業も多くあったように思う。

(2) 猶予期限の到来

結果的には、本意見募集稿が正式版として公表されないまま、届出の猶予期限である11月1日を迎えた。届出に関する特段の緩和措置が講じられなかったため、特に上海のような都市部の情報部門には、多くの事業者から届出が殺到したと想定される。「個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン」においては、届出後15営業日以内に当局からのフィードバックが通知されることとされていたが、実際にはフィードバックが得られるまで一ヶ月以上を要する状況となっており、当局サイドでも届出を処理しきれなかったであろうことがうかがわれる。

また複数の届出を支援したことから見えてきたのは、届出審査の粒度や方針が、提出先の当局や審査担当官によって大きく異なっているということだ。例えば、ある事業者の届出では問題なく通過した記載が、他の事業者の届出においては記載が足りない指摘をされたり、あるときは本人同意書の写しを提出することが求められたが、他のときには求められなかったりする、というようなことが生じた。もちろん、最初からなるべく詳しい情報、多くの資料を届出すれば無難ではあるのだが、その一方で、届出をする事業者としては、無暗に広範な情報を当局に提出することを避けたいという意向もあり、届出を支援する私たちにとっても悩みの多い手続きであった。

(3) 届出義務の緩和

結局、2023年9月28日付で出された本意見募集稿は、2024年3月22日付の「データの越境

流動促進と規範規定」によって、正式版として発行された。これにより、一定の要件を満たす場合、SCCの締結が不要とされ、結果としてSCCとDPIAを届出することも必要なくなった。

特に、緩和される場面の一つとして、「重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者であって、当年1月1日から起算して、越境移転した個人情報が10万人未満であること（ただしセンシティブ個人情報を除く）」という要件が注目された。中国国内でBtoB事業を行う日系企業においては、10万人以上の個人情報を越境移転することはほとんど想定されないため、これによって大多数の日系企業においては、SCCとDPIAの届出が不要になることが見込まれた。

もっとも、「センシティブ個人情報を除く」という留保が付されていたことから、越境移転する個人情報にセンシティブ個人情報が含まれる場合には、この緩和措置を享受することはできず、結局は届出を行わざるをえなかったという事業者も少なくない。他方で、実際の業務フローを変更することにより、センシティブ個人情報が越境移転しないようにした事業者もいた。

(4) その後の法整備

緩和措置の正式版が公表されたことにより、10万人以上の個人情報や、センシティブ個人情報の越境移転を行わない事業者においては、SCCとDPIAの届出が不要となった。もっとも、センシティブ個人情報の越境移転があるかないかにより、緩和措置を受けられるか否かの結論が分かれることが多いため、ある情報がセンシティブ個人情報であるか否かということが、従来よりも重要な要素となった。センシティブ個人情報とは、「ひとたび漏洩し、または違法に使用されると、容易に個人の人格的尊厳が侵害されたり、人身または財産の安全が脅かされたりする個人情報」を指すが、要件が抽象的であるために判断が難しい場合もある。

本年9月には、全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会より「センシティブ個人情報識別ガイドライン」が公表されているので、同ガイドラインに記されているセンシティブ個人情報の例などが重要な指標になると思われる。今後は同ガイドラインや、従前から参照されることの多かった「情報安全技術 個人情報安全規範 (GB/T 35273-2020)」を基準として、越境移転する個人情報の中にセンシティブ個人情報がないかどうかを慎重に精査し、本来は緩和措置を受けられないにもかかわらず、緩和措置の対象であると誤って判断し、結果として届出義務に対する違反となってしまうことがないようにすることが重要と考えられる。

執筆担当：杉浦翔太

IV. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
2024 年 9 月号	<ul style="list-style-type: none"> 定年退職年齢の段階的引き上げに関する決定 インターネット広告識別性に関する法執行ガイドライン 市場監督管理部門によるビジネス環境改善に向けた重点施策 (2024 年版) 	<ul style="list-style-type: none"> 【重要裁判例シリーズ】12 数値範囲に対する均等論の適用が認められた事例 外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト) (2024 年版) 深セン日本人学校男児刺殺事件に関する中国国内の報道
2024 年 8 月号	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品分野に関する独占禁止ガイドライン (パブリック・コメント) 会社登記管理に関する実施弁法 (パブリック・コメント) 	<ul style="list-style-type: none"> 初の中国製 3A ゲームが登場、中国ゲーム業界に激震
2024 年 7 月号	<ul style="list-style-type: none"> 独占民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 会社法適用の時的効力に関する若干規定 	<ul style="list-style-type: none"> 登録資本登記管理制度の施行に関する国务院の規定 競争禁止義務と営業秘密保護について
2024 年 6 月号	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおけるセンシティブ個人情報識別ガイドライン (意見募集稿) 水平型事業者集中審査ガイドライン (意見募集稿) 	<ul style="list-style-type: none"> 日中における著作権保護期間の差異
2024 年 5 月号	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国関税法 ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定 	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院が 2023 年 10 大知財事件を公表 北京市の住宅購入規制の緩和措置
2024 年 4 月号	<ul style="list-style-type: none"> 越境サービス貿易ネガティブリスト (2024 年版) と自由貿易試験区越境サービスネガティブリスト (2024 年版) 国家外貨管理局による項目外貨業務ガイド(2024 年版)の印刷・公布に関する通知 	<ul style="list-style-type: none"> 「大谷翔平」商標の中国での出願における実体審査のポイント 中国商標ブローカーに対する商標権侵害等を理由とした訴訟について 使用環境特徴と機能的特徴の認定が争点となった事例
2024 年 3 月号	<ul style="list-style-type: none"> 国家秘密保護法 (2024 年改正) 消費者権益保護法実施条例 	<ul style="list-style-type: none"> AI が生成するウルトラマン画像の著作権侵害について生成 AI サービス提供事業者の責任を認めた中国の裁判例 実施細則・審査基準改正 (2023.12.21) - 3 コンピュータソフト・AI 関連発明審査基準

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
		<ul style="list-style-type: none"> 実施細則・審査基準改正 (2023.12.21) - 4 不正出願対策 データの越境流動の促進と規範規定について
2024年2月号	<ul style="list-style-type: none"> 「会社法」登録資本登記管理制度の施行に関する国务院の規定（意見募集稿） 内地と香港特別行政区法院との民商事案件判決の相互承認と執行に関する最高人民法院の手配 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者集中申告基準について
2024年1月号	<ul style="list-style-type: none"> 会社法（2023年改正法） 	<ul style="list-style-type: none"> 実施細則・審査基準改正 (2023.12.21) - 1 特許期間調整 実施細則・審査基準改正 (2023.12.21) - 2 遅延審査制度
2023年12月号	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院による「民法典」契約編通則の適用における若干問題に関する解釈 最高人民法院による「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用における若干問題に関する解釈（二） 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（二）（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 2023年11月7日北京市知的財産局主催の国別知的財産セミナーへの登壇について 侵害訴訟中に被疑侵害者が権利無効の抗弁を行った事例 2023年11月29日浙江省知的財産局主催の知財ハイレベル人材育成セミナーへの登壇について AIが生成した画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた中国の裁判例 ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法（意見募集稿）について グレーターベイエリア（内地、香港）個人情報越境流動標準契約実施手引きについて 専利法実施細則改正内容の公表
2023年11月号	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者インターネット保護条例 「ハーグ条約」への加入及び実施開始 	<ul style="list-style-type: none"> 中国深セン市での特許セミナー講師
2023年10月号	<ul style="list-style-type: none"> テスラ表示の使用に関する権利侵害訴訟（驰名商标認定） 	<ul style="list-style-type: none"> 中国個人情報の越境移転に関する重要な立法動向（「データの越境流動 規範と促進規定」意見募集稿について） 知的財産局が「特許遅延審査のガイドライン」を発表 GUIの意匠権に基づくソフトウェア提供者への権利行使が認められた事例

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2024年11月5日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ジャカルタ/クアラルンプール※

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア

※ジャカルタ、クアラルンプールは現地法律事務所との提携による。